

学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針【法第一章 総則】

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）

1 目的【法第1条】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、「いじめを絶対に許さない」という全教職員の共通意識と共通行動に向けたいじめの防止等のための対策を推進するために、『学校いじめ防止基本方針』を定める。

なお、『学校いじめ防止基本方針』をもとに、『学校いじめ防止計画』に沿って具体的な防止策や対処策、組織運営を行うこととする。

2 定義【法第2条】

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめの禁止【法第4条】

児童は、いじめを行ってはならない。

4 学校及び学校の教職員の責務【法第8条】

学校及び学校の教職員は、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、保護及び他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

II いじめの防止等のための対策の基本となる事項【法第三章 基本的施策】

1 いじめの未然防止【法第15条】

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全児童がいじめに向かうことがないよう次のような取組を通して、児童の「居場所づくり」や「絆づくり」に努める。

- (1) 児童が相互に心を通い合わせ、温かな雰囲気でのどの児童も分かる喜びを味わえる授業づくりを目指す。
- (2) 児童が相互に分かり合え、一人一人が自己充実感を味わい、自己有用感を実感できる特別活動の充実を図る。
- (3) 児童が相互に尊重し合えるよう、日常的な道徳教育や心の教育の継続、体験活動などの充実を図る。
- (4) 児童及び保護者、並びに教職員に対して、いじめ防止に関する啓発活動を継続的に行う。

2 早期発見【法第16条】

(1) 実態把握, 情報共有

いじめの把握には, 本人の訴え, 教師の発見, 他からの訴え, の3つのルートがあると言われる。いじめに関する情報を得るために, 以下のことに取り組む。

- ① 定期的な児童対象のいじめアンケートの実施 (月1回程度)
- ② 保護者対象のいじめアンケートの実施 (7月, 11月)
- ③ 教師によるいじめチェックシートの活用を通じた定期的な点検の実施 (7月, 11月)
- ④ 養護教諭, 生徒指導支援員, スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実
- ⑤ 毎月の生徒指導部会, 職員会議での定例の情報交換の実施 (危機意識の共有化)
- ⑥ 教職員全員の共通理解の下, 保護者の協力を得て, 関係機関・専門機関と連携
- ⑦ 教職員のいじめ防止に関する資質向上を図る研修の設定 (年間計画への位置付け)

(2) インターネットを通じて行われるいじめへの対応【法第19条】

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため, 児童及び保護者に対して情報モラル教育の充実や外部講師を招聘した研修会の実施を通じた啓発活動を行う。

3 いじめ防止等の関する措置【法第四章 学校におけるいじめ防止対策組織】

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置【法第22条】

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため, 「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

- 校長, 教頭, 主幹教諭(教務担当), 児童指導主任,
特別支援教育コーディネーター, 養護教諭, 学年主任
その他の関係職員 (学級担任等)

<活 動>

- いじめ防止の措置 (「いじめは絶対に許されない」という醸成づくり)
- 早期発見の措置 (アンケート調査の実施, 児童観察, 教育相談, 情報共有等)
- いじめに対する措置 (情報収集, 指導支援体制の編成, 保護者との連携等)

<開 催>

- 毎月の特別支援委員会及び職員会議での定例議案をこれに当てる。さらに, いじめ事案発生時は緊急開催する。

(2) いじめに対する措置【法第23条】

- ① いじめに係る相談を受けた場合は, すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合やいじめと疑われる行為を発見した場合は, その行為を止めさせる。
- ③ いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう, 必要があると認められるときは, 保護者と連携を図りながら, 一定期間, いじめた児童を別室等において指導する措置を講ずる。
- ④ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう, いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置を講ずる。

る。

- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥ 再発防止に向け、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、及びその保護者への助言を組織的・継続的に行う。
- ⑦ いじめに係る周囲の児童の「観衆」「傍観者」的な意識の是正に向けた指導を行い、望ましい集団づくりを図る。

4 重大事案への対処【法第五章 重大事案への対処】

(1) 重大事案への対処

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 学校は、重大事案の対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。【法第28条1項】
- ② 学校は、①の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。【法第28条2項】
- ③ 学校は、重大事案が発生した旨を町教育委員会を通じて互理町長に報告する。町長及び町教育委員会は、①の調査の再調査、再調査の結果を踏まえた重大事案への対処及び防止のための必要な措置を講ずる。【法第30条5項】

(2) 留意事項

- ① 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。
- ② マスコミや報道機関の対応は、互理町教育委員会の指導を受けた上で、教頭が対応する。
- ③ 該当児童及び周囲の児童の心のケアに配慮するために、必要に応じて、SCやSWの派遣を、互理町教育委員会をとおして要請する。

5 その他の留意事項

- (1) いじめ対策年間指導計画等の整備を図る。
- (2) 組織的な指導体制の整備を図り、かつ学級担任等の負担が多くなならないよう校務の効率化も進める。
- (3) 学校評価において、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよういじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるように努める。
- (4) PTA総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明、家庭訪問や学校通信の地域への回覧等を通じて、家庭や地域との連携体制を維持する。